

# 「明るい家庭づくり道民運動」推進要綱

## 1 趣 旨

いつの時代でも、青少年の健やかな成長は親の願いであり、社会全体の願いでもあります。

青少年を取り巻く環境が大きく変化する中で、青少年を良く理解し、支え、育んでいくことは、家庭・学校・地域社会全体の責務であり、全ての道民が「青少年の育成は大人の責任である」ことを自覚し、社会環境の整備に努めるとともに、青少年が心豊かにたくましく成長するよう努力することが必要です。

なかでも家庭は、家族の安らぎの場であると同時に、明日への意欲を生む場でもあるので、家族みんなで「話し合い、お互い理解し合う」、「食事をする」、「自然体験や健康づくりに努める」など、親子の心のふれあいの場を増やしていくことが極めて大切です。

しかし、今日の家庭は、ともすれば日常の生活や仕事に追われ、家族での人間的なふれあいが薄れがちです。そこで、「道民家庭の日」を定めその普及啓発を通じて「明るい家庭づくり道民運動」の輪を広げようとするものです。

## 2 主 唱

公益財団法人北海道青少年育成協会

## 3 後 援

北海道、北海道教育委員会、北海道警察本部、北海道市長会、北海道町村会

## 4 協力団体等

青少年育成市町村民会議、各地区青少年育成運動推進指導員連絡協議会、北海道女性団体連絡協議会、北海道生涯学習協会、北海道PTA連合会、北海道高等学校PTA連合会、北海道特別支援学校教育関係PTA連絡協議会、北海道高等学校長協会、北海道中学校長会、北海道小学校長会、北海道特別支援学校長会、北海道子ども会育成連合会、北海道少年補導センター連絡協議会、北海道暴力追放センター、北海道防犯協会連合会、北海道少年補導員連絡協議会、北海道地方保護司連盟、北海道社会福祉協議会、北海道民生委員児童委員連盟、北海道町内会連合会、北海道地域活動振興協会、札幌市民生委員児童委員協議会、札幌市PTA協議会、北海道経済連合会、北海道中小企業団体中央会、北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会、北海道建設業協会、北海道農業協同組合中央会、北海道漁業協同組合連合会、北海道森林組合連合会、北海道観光振興機構、北海道新聞社、朝日新聞北海道支社、毎日新聞北海道支社、読売新聞北海道支社、日本経済新聞社、NHK札幌放送局、北海道放送、札幌テレビ放送、北海道テレビ放送、北海道文化放送、テレビ北海道、その他本運動に賛同する機関・団体

## 5 「道民家庭の日」の制定

子ども達の健やかな成長を願い、家族そろって食事をするなど家族の団らんを通じて北海道の子ども達が健やかに成長することを応援する日として、平成12年に毎月第3日曜日を「道民家庭の日」と決めました。

## 6 「道民家庭の日」を普及啓発する取組

北海道青少年育成協会では、「道民家庭の日」の普及啓発のため、次の取組を進めます。

取組には、平成26年度に「道民家庭の日」のイメージキャラクターとして決定した「ほーほーくん」を積極的に活用します。

- (1) 「家族ふれあい優待制度」の普及  
「道民家庭の日」に利用する家族連れに、特別価格等でのサービスを提供していただく優待制度の普及を図るとともに、協賛店・施設を拡大します。
- (2) 「道民家庭の日」 絵画コンクールの実施  
家庭や親子のふれあいなどをテーマとした絵画を募集し、入賞作品展の開催などを行います。
- (3) 「道民家庭の日」 街頭啓発の実施  
街頭啓発などで「道民家庭の日」について道民の理解と関心を深めます。
- (4) 各種イベントへの参加による啓発活動の実施  
協力団体等が行うイベントなどに参加し、「道民家庭の日」の普及に努めます。
- (5) 広報啓発資料の作成・配布  
リーフレットやポスター、シール、メモ帳などの啓発用資料を作成し、市民や協力団体等へ提供します。
- (6) ホームページなどによる情報発信  
ホームページやLINEなどで、「家族ふれあい優待制度」の協賛店・施設や啓発活動の情報発信に努めます。
- (7) その他「道民家庭の日」の普及を促進するための取組

## 7 「明るい家庭づくり道民運動」の推進

- (1) 運動の推進に当たっては、各関係機関・団体等が相互に連携を図り、各種行事や広報活動等を通じて趣旨の浸透に努めます。
  - 1) 道及び市町村（教育委員会を含む。）並びに協力団体へは、啓発資料の活用や各種の広報手段等を通じて、「道民家庭の日」に関する住民理解が促進されるよう働きかけます。
  - 2) 飲食店、レジャー施設などには、「道民家庭の日」に利用する家族連れに、特別価格等でのサービスを提供していただく協賛店・施設への参加を要請します。
- (2) 運動の強調月間  
7月の「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」及び、11月の「子供・若者育成支援強調月間」を運動の強調月間とし、関係機関・団体と連携して、普及啓発の取組を進めます。
- (3) 運動を推進する上での留意点  
運動の推進に当たっては、地域の実情、組織の実態等を十分考慮し、主体的で創造性豊かな取組が進むよう工夫します。

## 8 その他

本要綱に定めのない事項は、会長が別に定めます。

## 9 施行期日

- ・この要綱は、平成12年7月10日から施行する。
- ・この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- ・この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- ・この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- ・この要綱は、平成22年6月1日から施行する。
- ・この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- ・この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- ・この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- ・この要綱は、令和5年4月1日から施行する。